**工程レビュー実施手順書**

**（1.2版）**

令和元年11月12日

内閣官房　情報通信技術（IT）総合戦略室

総務省　行政管理局

【目次】

[**1.** **本手順書の位置付け** 1](#_Toc447115281)

[**2.** **実施手順** 1](#_Toc447115282)

[**(1)** **工程完了見込み時の自己点検** 1](#_Toc447115283)

[**(2)** **ＰＭＯレビュー** 3](#_Toc447115284)

[**(3)** **工程完了時の自己点検** 4](#_Toc447115285)

[**(4)** **内閣官房による指摘、助言又は指導** 4](#_Toc447115286)

**【参考】**

**別紙　工程レビュー実施フロー**

【更新履歴】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 版数 | 更新年月日 | 更新内容 | 備考 |
| 1.0 | 2015年３月25日 | 第1.0版作成 |  |
| 1.1 | 2016年６月25日 | 第1.1版作成（府省CIO補佐官および内閣官房の役割を記載） |  |
| 1.2 | 2019年11月12日 | 第1.2版作成(第三次工程レビューのタイミングを総合テスト計画書確定前としたことに伴う訂正) |  |

### **本手順書の位置付け**

本手順書は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成26年12月３日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成31年2月25日最終改定。以下「標準ガイドライン」という。）の第３編第２章４　2）「プロジェクトの工程レビュー」に基づき、府省重点プロジェクトを対象とした工程レビューの実施手順を定めるものである。工程レビューの趣旨、目的、概要等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」（平成31年2月27日内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室）第３編第２章　プロジェクトの管理及び「デジタル・ガバメント推進標準　実践ガイドブック」（平成31年2月27日内閣官房情報通信技術）ＩＴ）総合戦略室）第２章を参照することとし、これも踏まえて本手順書を活用するものとする。なお、本手順書で使用する用語は、標準ガイドラインに準ずる。

### **実施手順**

プロジェクトの工程レビューは、各レビューポイントにおいて、第一次工程レビュー、第二次工程レビュー及び第三次工程レビューを実施することとなっている。それぞれの実施フローは、各レビューとも共通であり、別紙の「工程レビュー実施フロー」のとおり、次のステップで実施する。

・ＰＪＭＯは、工程完了見込み時の段階で自己点検（以下「工程完了見込み時の自己点検」という。）を実施する。

・ＰＭＯは、工程完了見込み時の自己点検の内容及び結果についてレビュー（以下「ＰＭＯレビュー」という。）を実施し、ＰＪＭＯに対し指摘、助言又は指導を行う。ＰＪＭＯは、その結果を踏まえて必要な対応を行う。ＰＭＯのレビューの体制には、複数の府省ＣＩＯ補佐官（プロジェクトを直接担当する補佐官及びその他の補佐官を想定。府省ＣＩＯ補佐官が複数配置されていない府省においては、内閣官房と協議の上、必要に応じ政府ＣＩＯ補佐官が参画）を含めるものとする。

・ＰＪＭＯは、工程完了時の段階において改めて自己点検（以下「工程完了時の自己点検」という。）を実施する。

・内閣官房及び総務省は、上記の自己点検及びレビュー結果を基に、必要に応じて、指摘、助言又は指導を行う。

#### **工程完了見込み時の自己点検**

レビュー対象工程における不備やリスクを早期に検知し、改善の対応が手遅れとならないよう、該当する工程の作業内容やスケジュールの見通し、主要な課題等が明確になってきた時点で行うものであり、ＰＪＭＯは、次のア～クの手順にのっとり自己点検を行う。

なお、本自己点検は、第一次工程レビュー、第二次工程レビュー及び第三次工程レビューのうち次に掲げる各段階において実施されることを想定する。

・第一次工程レビュー・・・調達仕様書に添付する要件定義書の作成終了前

・第二次工程レビュー・・・設計・開発工程に入る前に要件定義の確定を行う前

・第三次工程レビュー・・・総合テスト計画書の確定を行う前

1. **工程完了見込み時の自己点検及びＰＭＯレビューの日程調整**

ＰＪＭＯ及びＰＭＯは、プロジェクト計画策定時に、工程完了見込み時の自己点検及びＰＭＯレビューの日程調整を行う。プロジェクト計画の策定が完了しているプロジェクトについては、レビューポイントの時期に合わせて自己点検及びＰＭＯレビューの日程調整を行う。決定した自己点検及びＰＭＯレビューの日程は、プロジェクト計画書に記載及び「府省重点プロジェクトの指定及び解除に関する調整並びにWebサイトへの公用内容等について」（平成30年8月9日内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室、総務省行政管理局）に定める「府省重点プロジェクト指定調査票」を更新するとともに、ＰＭＯは、更新された調査票を総務省を通じて内閣官房に提出する(府省重点プロジェクト以外で各府省ＰＭＯが指定したプロジェクトにおいて工程レビューを行ったものについては提出を要しない)。

なお、日程調整は、ＰＪＭＯがＰＭＯに連絡し調整を行うことを基本とするが、ＰＭＯからＰＪＭＯに、定期的にプロジェクトの進捗状況及び自己点検の実施状況の確認等を行っていくことが、プロジェクトのリスクを早期に検知する上で重要である。

1. **チェックシート取得**

ＰＪＭＯは、プロジェクトの実施に当たってあらかじめ、総務省から配布されたチェックシートを各府省庁のＰＭＯ経由で取得する。

1. **自己点検**

ＰＪＭＯは、府省ＣＩＯ補佐官と相談しながら、チェックシートに記載されている各点検項目の「（参考）具体的な点検の方法の例」を参考に点検し、その結果をチェックシートの「自己チェックの結果」に記載するとともに、自己点検に使用した資料等を自己点検結果の証跡資料として付すものとする。「チェック結果」の項目は、「問題なし」、「課題あり（対応中）」、「課題あり（要相談）」及び「該当なし」のうちから一つを選択する。

自己点検により不備やリスクが明らかになった場合には、その内容と、対処の方法や対処の状況についても記載する。

また、プロジェクトごとに、規模やリスク、関係者の範囲等が異なるため、チェックシートの内容を参考に、懸念事項や既に明確になっているリスク等も踏まえ、適宜点検項目の追加等を行って柔軟に活用する。

証跡資料については、プロジェクト遂行の中で作成されている既存の成果物の活用を基本とする。

なお、チェックを行うべき項目について、ＰＭＯレビューを待たずとも、工程に入る際に事前に何をチェックすべきであるかを確認しながらプロジェクトを遂行していくことが重要である。

**エ．自己点検結果の提出**

ＰＪＭＯ、自己点検結果を記載したチェックシート及び証跡資料をＰＭＯに提出する。

**オ．ＰＭＯレビュー日程の確認**

ＰＪＭＯ、ＰＭＯレビューの日程を確認し、ＰＭＯレビューの10日前（期間はＰＭＯとＰＪＭＯで相談すること。）に、対象となるプロジェクト、情報システム、調達案件等を特定し、出席予定者に参加依頼を行う等ＰＭＯレビュー実施の準備を行う。

#### **ＰＭＯレビュー**

ＰＭＯレビューは、ＰＪＭＯによる工程完了見込み時の自己点検の内容と結果をＰＭＯがチェックするものであり、原則として、ＰＪＭＯとの対面により実施する。ＰＭＯは、次のア～コの手順にのっとりＰＭＯレビューを行う。

ＰＭＯレビューには、プロジェクトを担当するＣＩＯ補佐官のみではなく、複数の府省ＣＩＯ補佐官が参画（府省ＣＩＯ補佐官が複数配置されていない府省においては、内閣官房と協議の上、必要に応じ政府ＣＩＯ補佐官が参画）し、レビューを行うことが望ましい。

1. **説明**

ＰＪＭＯは、自己点検結果が記載されたチェックシート及び証跡資料を基に、自己点検結果をＰＭＯに説明する。

1. **指摘、助言又は指導**

ＰＭＯは、ＰＪＭＯから説明された内容を基に、自己点検及びレビュー対象工程における不備やリスクはないか、また、プロジェクトの特性を考慮し、必要に応じてチェックシートに記載している以外の観点も含め、課題の洗い出し状況や対策の内容が十分であるか等を確認する。府省ＣＩＯ補佐官は、専門的見地から指摘等を行う。

ＰＭＯは、ＰＭＯレビューの結果を府省副ＣＩＯ（必要に応じ、府省ＣＩＯ）に報告する。

なお、ＰＭＯレビューに当たっては、レビュー対象となる業務・情報システムに過去に関与していた職員等をレビュアーとして活用することも有効である。また、外部有識者の知見が必要である場合には、積極的に活用する。レビューに当たっては、単に不備やリスクを抽出するということだけでなく、その後の工程を円滑に進めていくための対応につなげていく視点が重要である。

1. **判断**

府省副ＣＩＯ（了承できない等のプロジェクトの推進に関し重要な判断を行う際は、府省ＣＩＯ）は、ＰＭＯレビューの結果について、次のとおり判断する。了承と判断できないプロジェクトについては、投資内容とその実効性等について十分に確認する。

1. 了承：後続する工程に進むことを了承する。ＰＪＭＯはプロジェクトの作業を継続し、プロジェクトに問題が発生しないように留意しつつ、プロジェクトを推進する。
2. 条件付き了承：不備やリスクがあり注意が必要であるものの、対応策を期限までに実施することを条件に、後続する工程に進むことを了承する。確認された不備やリスクについては、後続する工程において継続的に状況を確認する必要がある。
3. 要改善：レビューを行った結果、プロジェクト計画の内容に大幅な見直し（サービスの延期や停止、スコープの変更、投資の追加等）が必要と判断された場合は、早急に府省内において改善計画を作成し、プロジェクト計画の改定を行う。プロジェクト計画の改定に当たっては、標準ガイドラインの「第３編　ITマネジメント」に沿った手続に基づき実施する。なお、改善計画は、ＰＪＭＯ、ＰＭＯ、内閣官房及び総務省の間で共有する。
4. **レビュー結果の記録**

ＰＭＯは、レビュー結果及びＰＭＯレビューの出席者等を工程レビュー結果シートに記録する。

1. **指摘等への対応策の検討指示**

レビュー結果の判断が“条件付き了承”又は“要改善”であった場合、ＰＪＭＯの統括責任者は、ＰＭＯレビューにおける指摘等への対応策を検討するよう、ＰＪＭＯの各担当に指示する。

1. **指摘等への対応検討、報告**

ＰＪＭＯの各担当は、ＰＭＯレビューにおける指摘等への対応策を検討し、ＰＪＭＯの統括責任者にその内容を報告する。

1. **対応策内容の確認**

ＰＪＭＯの統括責任者は、ＰＭＯレビューにおける指摘等への対応策を確認し、修正・見直しが必要な場合は、ＰＪＭＯの各担当に再度、対応策の検討を指示する。

1. **対応策内容の提出**

上記キ．の確認において、修正・見直しの必要はないものとＰＪＭＯの統括責任者が判断した場合は、ＰＪＭＯは、その内容を記載したチェックシート及び改善計画をＰＭＯに提出する。

1. **対応策内容の確認**

ＰＭＯは、対応策を確認する。ＰＭＯが対応策を妥当と判断した場合には、ＰＪＭＯは対応策をプロジェクト遂行に反映して後続工程作業を行う。ＰＭＯが対応策の再検討が必要と判断した場合には、ＰＪＭＯに再度、対応策の検討を指示する。なお、対応策の実行状況は、定期的に府省内で確認することが重要である。

1. **内閣官房及び総務省への提出**

ＰＭＯは、自己点検及びＰＭＯレビューの終了後速やかに、工程完了見込み時の自己点検結果及びＰＭＯレビュー結果（レビューにおいて指摘等があった場合、指摘に対する対応策内容を含む。）を、総務省を通じて内閣官房に提出する。

#### **工程完了時の自己点検**

ＰＪＭＯは、該当工程の最終段階において、工程完了見込み時の自己点検及びＰＭＯレビューを踏まえた対応策の実施状況や、次工程の進捗・成果に大きな影響を与えるリスクや課題が残っていないか等を確認するため、改めて自己点検を行う。

自己点検の結果については、ＰＭＯに提出する。ＰＭＯは、結果を確認し、必要に応じ指摘、指導又は助言を行う。

#### **内閣官房による指摘、助言又は指導**

内閣官房及び総務省は、自己点検結果及びレビュー結果について確認を行う。その際、必要に応じて、レビュー結果に係る証跡の提示を求め、ヒアリング等を実施する。内閣官房及び総務省は、確認の結果、必要と認める場合は、ＰＭＯに対し指摘、助言又は指導を行う。なお、上記(1)から(3)までの実施中及び実施期間外であっても、ＰＭＯと調整の上、随時ヒアリング等を実施する場合がある。